

宇宙活動法の見直しの基本的方向性
(中間とりまとめ) 骨子 (案)

令和6年12月19日

宇宙政策委員会 基本政策部会

宇宙活動法の見直しに関する小委員会

I. 宇宙活動法の見直しの背景

II. 多様な宇宙輸送形態への対応等

- (1) (現行法上の許可対象ではない)新たな打上げ形態への制度面の対応
 - ①再使用型ロケット(ロケットの再使用段)の着陸行為
 - ②ロックオン方式の打上げ行為
 - ③人工衛星以外の軌道投入物のあるロケットの打上げ行為
 - ④これらを含む打上げ行為の始点・終点の整理
- (2)サブオービタル飛行(軌道投入物のない(弾道)ロケットの打上げ行為)を可能とする規律の検討
 - ①サブオービタル飛行
 - ②観測ロケット等軌道投入物のないロケットの打上げ行為
- (3)人工衛星(再突入機)の再突入行為への対応の検討
- (4)有人宇宙輸送制度の在り方の検討
- (5)人工衛星の多様化に即した規制範囲の明確化の検討

III. 我が国の宇宙産業の国際競争力の強化等

- (1)日本人・日本法人が領域外で行う打上げ等への対応等
 - ①日本人・日本法人が領域外で行う打上げ等の規律の検討
 - ②外国人・外国法人が日本の領域内で行う打上げ等の対応の検討
- (2)許可手続の簡素化・迅速化
 - ①包括的な／一括の許可制度の導入(人工衛星の型式認定を含む)の検討
 - ②打上げ施設・打上げ場所に係る制度の検討(打上げ施設の適合認定制度の見直し等)

IV. 我が国の宇宙活動の安全性・信頼性の確保等

- (1)第三者損害賠償制度の在り方の検討
- (2)事故・インシデント対応の在り方、安全性の向上
- (3)ペイロード審査の明確化
- (4)宇宙物体登録手続の法制化の検討
- (5)宇宙空間の持続的かつ安定的利用の確保の在り方

V. 宇宙活動法の在り方(法目的等)

VI. 今後の検討方針、残された課題